

外来・在宅物価対応料について

外来・在宅物価対応料の算定についてのご案内

当院では、昨今の物価高騰（医療材料費・光熱水費等）に伴い、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

- ・ **算定対象**：初診および再診時
- ・ **負担額**：患者様の負担割合（1割～3割）に応じた金額

つきましては、医療の安定的な提供を維持するため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

病院長